

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(I-5-3))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p> <p>適正な移植医療を推進すること(施策目標 I-5-3) 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p>	<p><b>担当 部局名</b></p> <p>健康局難病対策課 移植医療対策推進室</p>	<p><b>作成責任者名</b></p> <p>移植医療対策推進室長 木庭 愛</p>	
<p><b>施策の概要</b></p> <p>・平成22年に施行された改正後の「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号)に基づき、臓器の提供のあっせん体制の確保及び臓器移植に関する普及啓発等を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 ・「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)に基づき、白血病等の治療に用いる造血幹細胞(骨髄・末梢血幹細胞及び臍帯血)の適切な提供を推進するため、造血幹細胞移植医療の普及啓発を行うとともに、あっせん体制を整備し、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等</p>			
<p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>	<p>1</p> <p>脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、全体として移植希望者数には届かない状況であり、体制の整備と普及啓発を行う必要がある。</p>		
	<p>2</p> <p>造血幹細胞移植の治療成績は近年向上しているが、骨髄バンクに登録された患者数に対する移植件数の割合(移植率)は高くない状況である。白血病等の治療に用いる造血幹細胞の適切な提供を推進するために、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存臍帯血を確保するための普及啓発を行うとともに、コーディネート期間の短縮などあっせん体制の整備を図る。</p>		
<p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>	<p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>		<p><b>達成目標の設定理由</b></p>
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供数を増加させるため、体制の整備を図るとともに、命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発に取り組む。</p>	<p>臓器移植については、国民における認知度や理解はある一方、自らの意思表示について家族との共有等ができていないことや、医療機関の体制整備が十分でないことが、国民の臓器提供に関する意思が十分に活かされず、臓器移植に結びついていない理由であると考えられるため。</p>
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図るために、特に若年層に向けた移植医療に関する普及啓発を行い、骨髄バンクドナー登録者総数並びに臍帯血公開本数を一定規模以上確保し、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に取り組み、移植率を向上させる。</p>	<p>造血幹細胞移植は、患者と医療機関だけでは成立せず、任意・善意のドナーがあって初めて成り立つ特徴を有していることから、国民の理解が不可欠であり、移植医療に関する普及啓発を図ることが、骨髄バンクドナー登録者総数並びに臍帯血公開本数の一定規模以上の確保に繋がり、移植率の向上に寄与すると考えられるため。</p>

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			年度ごとの実績値					
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 臓器提供者数 ((公社)日本臓器移植ネットワーク調べ)(アウトカム)	103名	平成28年度 120名以上	前年度(103名)以上	前年度(105名)以上	前年度(100名)以上	前年度(120名)以上	120名以上	臓器移植推進に関する施策の最終目標は、提供者の増加であるため、臓器移植対策の施策の指標としてに有用である。 (参考)平成27年度実績:86名、平成28年度実績:103名
		毎年度	105名	100名	120名	69名		
2 脳死下臓器提供体制を整えている施設数 (移植医療対策推進室調べ)(アウトカム)	435施設	平成28年度 前年度以上	前年度(435施設)以上	前年度(445施設)以上	前年度(441施設)以上	前年度(440施設)以上	前年度(436施設)以上	脳死下臓器提供を行うためには5類型施設(大学附属病院、日本救急医学会の指導医指定施設、日本脳神経外科学会の基幹施設又は連携施設、救命救急センターとして認定された施設、日本小児総合医療施設協議会の会員施設)かつ脳死下臓器提供体制を整えている必要があり、脳死下臓器提供施設を拡充するために、院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業を行っている。当該施設数により、両事業の効果を測定できる。 (参考)平成27年度:426施設(平成27年6月30日時点)、平成28年度:435施設 院内体制整備支援事業・臓器提供施設連携体制構築事業の両事業にて臓器提供体制整備を進めていることから、目標値を前年度以上としている。
		毎年度	445施設	441施設	440施設	436施設		
<b>(参考)指標</b>			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
3 臓器提供意思登録システム現登録者数((公社)日本臓器移植ネットワーク調べ)			141,076名	145,496名	150,066名	154,391名		この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。 (参考)平成27年度末登録者数:133,221、平成28年度末登録者数:136,696名
4 院内体制整備支援事業実施施設数((公社)日本臓器移植ネットワーク調べ)			85施設	89施設	112施設	92施設		国民の臓器提供に関する意思を活かすための医療機関の体制整備の取組として、臓器移植対策事業の中で院内体制整備支援事業を実施している。この事業を実施した施設は、臓器提供施設として体制整備に取り組んでいる施設であることから、事業実施施設数により、医療機関の体制整備状況を測定できる。 (参考)平成27年度:17施設、平成28年度:66施設

達成手段1		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(1)	臓器移植対策事業 (平成15年度)	721百万円	748百万円	800百万円	1.2	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をいただける環境を整えるための普及啓発を行う。 普及啓発事業の実施により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。また、本事業の実施により、臓器あっせん業務が公平かつ効果的に遂行され、更に国民の臓器提供に関する意思をより活かすことができる体制が構築され、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。	2021-厚労-20-0244
		721百万円	748百万円				
(2)	移植対策費 (平成19年度)	32百万円	32百万円	32百万円	1.2	①適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催する。 ②脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施する。 ③臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付する。 ④臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付する。 医学の進歩等を踏まえたガイドライン等の改正、個々の脳死下臓器提供事例の検証等により、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。また、感謝状や教育用パンフレットの送付により、臓器移植に対する国民の理解が増し、日本臓器移植ネットワークの臓器提供意思登録システムへの登録者数が増加することが期待される。	2021-厚労-20-0246
		28百万円	24百万円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
⑤	骨髄バンクドナー登録者数 ((公財)日本骨髄バンク調べ) (アウトカム)	470,270名	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (470,270名)以上	前年度 (483,879名)以上	前年度 (509,263名)以上	前年度 (529,965名)以上	前年度 (530,953名)以上	骨髄・末梢血幹細胞の適切な提供を推進するにあたっては、一定規模以上のドナー登録者総数を確保するための普及啓発(特に若年層に向けて)を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。 なお、ドナー登録対象年齢の人口が年々減少傾向であること、また、ドナー取消者数が毎年度異なることから目標値の設定は「前年度以上」とすることが適切である。 (参考)平成27年度末登録者数:458,352名、平成28年度末登録者数:470,270名
⑥	臍帯血新規公開本数 (日本赤十字社調べ) (アウトカム)	2,597本	平成28年度	前年度の臍帯血移植件数+1,000本以上	毎年度	前年度の臍帯血移植件数+1,000本 (2,347本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本 (2,334本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本 (2,355本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本 (2,430本)以上	前年度の臍帯血移植件数+1,000本以上	臍帯血公開本数が10,000本維持できれば、臍帯血移植を希望する患者の96%にHLA(ヒト白血球抗原)が5/6適合する臍帯血が得られることが示されており、新規公開本数は臍帯血移植体制の整備状況の一つの目安となる。臍帯血の公開期間は10年であることから、10,000本を維持するためには、年度に使用する臍帯血に加えて更に1000本ずつ公開していく必要がある。 (参考)平成28年度臍帯血移植件数:1,347本、平成28年度新規公開本数:2,597本
7	骨髄バンクの新規患者登録者数に対する移植件数の割合 ((公財)日本骨髄バンク調べ) (アウトカム)	54.8%	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (54.8%)以上	前年度 (58.3%)以上	前年度 (54.7%)以上	前年度 (55.7%)以上	前年度以上	移植を希望する患者が骨髄バンクを介してどの程度骨髄移植または末梢血幹細胞移植を受けられたかは、ドナーの確保を含む造血幹細胞提供体制の整備状況を反映している。ただし、骨髄バンクに登録してから移植に至るまでコーディネート期間分の時間差が生じること、臍帯血移植への切り替えがありうることからあくまで一つの目安である。そのため、目標値の設定は「前年度以上」とする。 (参考)平成27年度末移植率:53.7%、平成28年度末移植率:54.8%

(参考指標)					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
8	造血幹細胞移植件数 ((公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社調べ)	2,575件	2,569件	2,662件	2,527件		骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (参考)平成27年度実績:2,545件、平成28年度実績:2,597件			
9	コーディネート期間における採取行程日数(中央値) ((公財)日本骨髄バンク調べ)	64日	60日	61日	61日		骨髄等の採取行程日数は、ドナーの都合等によって左右されるものであることから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。 (参考)平成27年度実績:73日、平成28年度実績:70日			

達成手段2		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額 執行額	予算額 執行額				
(3)	移植対策(造血幹細胞)事業 (平成15年度)	2,400百万円	2,022百万円	2023百万円	5,6,7,8,9	①骨髄等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者があっせん機関として骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。さらに、患者がより移植を受けやすくするため、造血幹細胞移植関連情報の共通基盤データベースを構築して、現在日本赤十字社等の機関ごとに別々に管理されている各システムと接続する。 ②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。	2021-厚労-20-0245
		2,400百万円	2,022百万円				

(4)	造血幹細胞移植医療体制整備事業 (平成25年度)	256百万円	400百万円	402百万円	8、9	血液がん等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。 普及啓発事業の実施により、骨髄ドナー登録者数が増加することが期待される。また、本事業の実施により公平、適正なあっせん業務が遂行され、更に患者負担の軽減により一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会が提供でき、結果、適切な移植医療の推進に繋がるものとする。	2021-厚労-20-0247		
		223百万円	279百万円						
施策の予算額(千円)		令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施時期	令和元年度
		3,408,995		3,202,704		3,258,109			
施策の執行額(千円)		3,372,057		3,072,882					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-		-		